

《目次》

論 說

アメリカ的「知」の覇権下におけるフランスの国際政治学……………	岡垣知子	横1
プロイセン上級裁判所とライヒ大審院……………	小野秀誠	横21
一七世紀バイエルンにおける夫婦間相続と嫁資合意……………	藤田貴宏	横57
——一六一六年ラント法注釈文献の典拠分析——(二)		
間接的臨死介助(安楽死)の正当化根拠……………	神馬幸一	横125
——ドイツ・スイスにおける議論を中心に——		
犯罪利用預金口座の取引停止措置における金融機関の注意義務とその責任……………	新井剛	1
——富山地裁平成二八年六月二二日判決を契機として——		

研究ノート

フランス法における土地所有権放棄の新判例…危険崖地所有権放棄に関する破毀院民事第三部  
二〇一五年一月五日判決（判例集登載）……………小柳春一郎

韓国におけるインターネット上の著作権侵害に対する行政的対応……………張睿暎

判例研究

オーストリア共和国対アルトマン……………松田幹夫 41

資料

バルタザルとシュミットのバイエルンラント法第一章第一九条注釈……………藤田貴宏(訳)

書評

表の大都市圏と裏の大都市圏…大阪都市周辺地域における都市縮退、人口減少、移動困難  
(Metropole de l'endroit et métropole de l'envers, décroissance urbaine, vieillissement et  
mobilités dans les périphéries de l'aire métropolitaine d'Osaka) ソフィー・ビュニク(著)…小柳春一郎(訳)

横235

横215

板橋拓己『黒いヨーロッパドイツにおけるキリスト教保守派の「アールベントラント西洋」主義、  
一九二五～一九六五年』吉田書店、二〇一六年……………

作内由子

横259